

農業資材審議会農薬分科会農薬影響評価部会（第7回）議事要旨

1 開催日時及び場所

日時：令和4年12月5日（月） 13:30～14:40

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

五箇公一、與語靖洋（部会長）、稲生圭哉、永井孝志、中村純、横井智之

3 議事要旨

（1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項の農薬の再評価に係る令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第2号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について（チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）、チフルザミド及びブタクロール）（非公開）

ア 資料3「チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）農薬蜜蜂影響報告書（案）」に基づき審議した結果、チオベンカルブの蜜蜂への影響評価に用いる毒性指標を下表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48h LD ₅₀	100 µg ai /bee
	単回経口毒性		100 µg ai /bee

本剤は、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の急性接触毒性（接触毒性試験のLD₅₀値）が11 µg/bee以上であること、及び成虫の急性接触毒性以外の毒性値が超値（成虫単回経口毒性試験LD₅₀値：>100 µg ai/bee）であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とはしないことが了承された。

イ 資料4「チフルザミド農薬蜜蜂影響報告書（案）」に基づき審議した結果、チフルザミドの蜜蜂への影響評価に用いる毒性指標を下表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48h LD ₅₀	100 µg ai /bee

本剤は、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の急性接触毒性（接触毒性試験のLD₅₀値）が11 µg/bee以上であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とはしないことが了承された。

ウ 資料5「ブタクロール農薬蜜蜂影響報告書（案）」に基づき審議した結果、ブタクロールの蜜蜂への影響評価に用いる毒性指標を下表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48h LD ₅₀	100 µg ai /bee
	単回経口毒性		90 µg ai /bee

本剤は、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の急性接触毒性（接触毒性試験のLD₅₀値）が11 µg/bee以上であること、及び成虫の急性接触毒性以外の毒性値が超値（成虫単回経口毒性試験LD₅₀値：>90 µg ai/bee）であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とはしないことが了承された。

（2）その他（非公開）

ア 事務局より、資料6「ジクロロメゾチアズ農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果について（案）」に基づき説明し、事務局の「御意見に対する考え方」について、了承された。

イ 事務局より、資料7「ジメスルファゼット農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果について（案）」に基づき説明し、事務局の「御意見に対する考え方」について、了承された。

（以上）